令和７年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

60

学　校　名	福岡県立糸島農業高等学校
課程又は教育部門	全日制

１　本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　「いじめ防止対策推進法第２条」

（１）基本理念

いじめ防止対策推進法第２条より、本校におけるいじめの防止等のための目標は、全ての生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるようにする。また学校内外を問わずいじめの発生を防止することである。日常の生活だけでなく、インターネット等の見えにくい事象からもいじめを認知しながら、これを放置することがないようにする。そして、すべての生徒に対していじめが心身に及ぼす影響等を理解させる。いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが重要であり、学校や家庭、地域住民等、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

（２）具体的目標

本校は、「勤労努力、和衷協同、研究啓発」を校訓とした、農業を専門に学ぶ高等学校である。日々の実習や実験を通して、動物や植物に関わることで命の大切さを身近に体験していることを活かし、生命への畏敬の念を養うとともに、伝統ある学校に対して自信と誇りを持たせ、自己肯定感の育成を図る。この特色を活かし、全教育活動を通して、道徳心や人権意識を向上させ、いじめが起こらないような学校風土の醸成をはかる。

いじめの未然防止教育においては、「児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるためにどう働きかけるのか」、いじめを生まない環境づくりどう進めるのか」ということが問われる。その問いに答えるためには、いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、特別活動、体験学習などを通じて継続的に行うことが大切である。生徒のコミュニケーション能力の向上を図り、生徒会等による主体的ないじめの防止に向けた取り組みを推進し、生徒と教職員の信頼関係の構築を図り、相談しやすい関係づくりを行う中で、いじめを防止していく。

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（１）基本理念

いじめの問題を正しく理解し、認知を図るためには、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる」という共通認識を持つこと。いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが重要であり、学校や家庭、地域住民等、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。いじめに対しての認知を適格に行うために、教職員自身の感受性や共感性を高める職員研修が必要である。

（２）具体的な取り組み

ア　礼儀と規律を重んじたわかりやすい授業を工夫・実践するとともに、生徒個々の実態や理解度に応じた細やかな学習支援を行い、確かな学力を身につけさせる。

イ　部活動や学校行事、生徒会活動等の推進と活性化を図り、集団活動をとおして、集団の一員としての自覚と責任を育むとともに、自己有用感や自己肯定感を高めさせ、自律・主体の人材を育成する。

ウ　ホームルーム活動や総合的な探究の時間を活用して、人権教育の充実を図るとともに、道徳教育や学級活動の時間等で命の大切さや、規範意識に関わる題材を取り上げるなど、日頃からいじめを許さない学校風土を作る。また、生徒会や農業クラブ主催の行事など、本校の特色ある教育活動を推進し、社会性を育み、他者を共感的に理解し、お互いの人格を尊重する態度を育成する。また、留意すべき点として、教職員主導による単発的な取組に陥ることなく、生徒に判断させたり、発表させたりする機会を与え、生徒自らが考え、共感的に理解し、お互いの人格を認め合う環境を醸成する。

エ「いじめアンケート」・「生活アンケート」等によるアンケート調査やスクールカウンセラーによる教育相談、担任による個人面談を年間計画に位置づけ、いじめや学校生活上の問題などを安心して打ち明けることができる機会と場所を保障するとともに、特別な事情を抱えた生徒に配慮して、「無記名のいじめアンケート」、相談箱や意見箱、外部相談機関等を周知し、いじめの実態把握および未然防止に努める。

オ　職員会議や職員研修において、「生徒理解」をテーマとした研修会を実施し、成績不振や不登校生徒の情報交換を行うとともに、いじめ対策委員会を開催し、生徒動向等について情報共有を図り、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。

カ　部活動や生徒会活動において、いじめのない環境で活動を実施するために、部室等の使用方法や人間関係をよりよく形成できるよう活動内容及び方法について機会を捉え、顧問・担当が指導を行うなど部室等の管理を含めた部活動等参加生徒への指導を行う

キ　生徒主体の各種委員会がより良く機能を果たすように支援体制を整える。生徒同士の縦と横の関係づくりを深め、所属意識を高める。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

いじめは、いつどこでも起こり得るという認識を全職員が持ち、全教育活動を通じて日頃からその視点を持って指導にあたる。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しておく。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に察知する。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめを見逃さない。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

欠席や早退した生徒については、その日のうちに保護者と連絡をとり、その理由と健康状態等の確認を必ず取る。

（２）いじめの早期発見のための措置

ア 月に１回の「いじめアンケート」（記名、無記名）、学期に１回の「生活アンケート」によるいじめの実態把握および必要に応じた事後面談

イ 年間２回（4 月、9 月）の個人面談週間、年間２回（7 月、12 月）の三者面談の設定、保健室やスクールカウンセラーによる「心の相談」等、教育相談の開設と充実を図る。

ウ 家庭用いじめアンケート・チェックリストの実施、いじめ撲滅のための啓発リーフレットの配布等家庭との連携・協力

エ 登下校、休み時間、掃除時間等での積極的な生徒観察

オ 相談箱、意見箱の設置および外部相談機関の周知

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校いじめ対策組織を活用して速やかに対応する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。 また、インターネットや携帯電話等の利用したいじめに対しても適切に対応する。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

> いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第２２条の学校いじめ対策組織を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いのある事実を把握した段階で、県教育委員会へ管理職から第一報を入れる。また教職員間でいじめの情報を共有するべく早急に職員会議を設ける。その際、会議に参加できなかった教職員に対してもその日に確実に周知を行う。

部活動においては、顧問等がいじめを発見した場合も同様の措置を行う。部活動指導員、非常勤講師等にも本対応に対して周知し、部活動が開始される前に必ず周知している状態にする。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた生徒から、事実関係の聴取を行い、いじめを受けた生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。あわせて、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう環境の整備を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など、専門家等の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめをしたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめをした生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめをした生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える場合は、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるように成長を促す目的で行う。

※いじめの発見・通報を受けた時の対応（フローチャート）

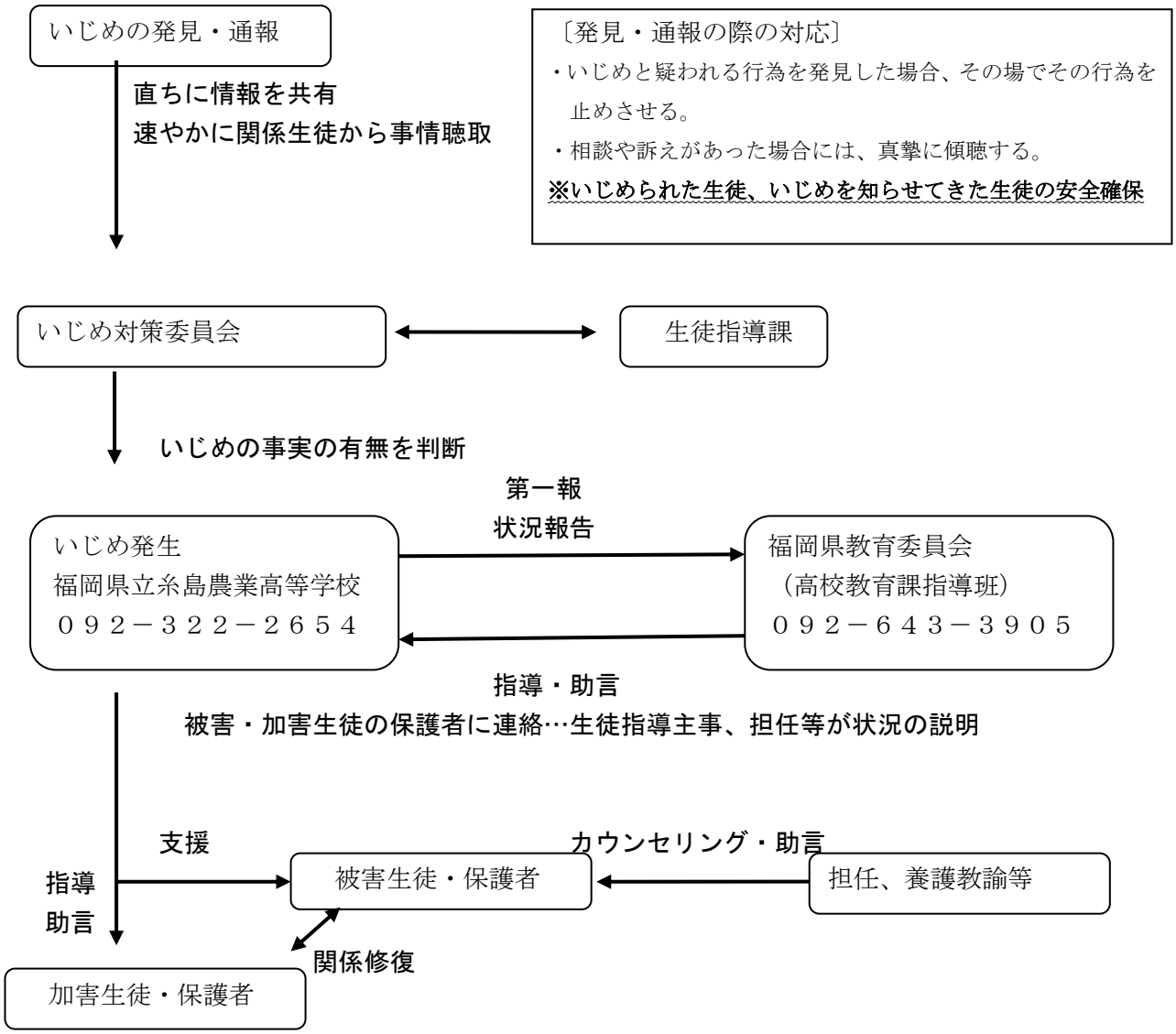

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめの解決とは、加害生徒による謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏む出すことをもって判断する。

（６）ネット上のいじめへの対応

姿が見えないネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、ネット上のトラブルが起きた場合は、期日や状況がわかる画面の記録などの状況把握に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。 ネット上のいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらについての理解を深めてもらう。

（７）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている場合がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものである。

組織での「解消」として判断するために、いじめ防止対策委員会での会議により校長が判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害加・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記１、２に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第２８条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（１）　重大事態の発生と調査

ア 重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会は、その事案の調査を行う。主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

イ 県知事への発生報告を行う。

ウ 調査

（ア）　速やかに組織を設ける。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

（イ）　事実関係を明確にする。重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。調査を実りあるものにするためには、県教育委員会・学校自身が、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要であり、関係者機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。 調査による事実関係の確認とともに、いじめをした生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に配慮した継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

（２） 調査結果の提供及び報告

ア 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。なお、質問紙調査のアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明しておく。

イ 調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果には、今後の事態防止策や保護者の所見を報告書に添えて県教育委員会へ送付する。

６　いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称　　いじめ防止対策委員会

（２）いじめ防止対策推進法・第 22 条に係る組織の役割と機能

ア 本校の学校基本方針に基づく取組の実施について、具体的な年間計画を作成して実行し、その検証を行い、取組の修正を行う。

イ いじめの相談や通報の窓口としての役割を担う。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集して記録し、その共有を行う役割を担う。

エ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有と関係のある生徒への事実関係を聴取し、指導や支援の体制及び対応方針を決定する。保護者との連携をとり、対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

オ 本校の学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

（３）いじめ防止対策推進法・第 28 条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

　なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

７　学校評価

（１） 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

（２）学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。